

1. 件 名：敦賀地区発災時の機構対策本部体制の見直しについて

2. 日 時：令和2年12月15日 10：00～ 10：45

3. 場 所：原子力規制庁3階 ERC

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

児玉企画調整官、平野室長補佐、落防災専門官、宮地防災専門官、芦田専門職

(以下、テレビ会議システムによる出席)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部安全・品質保証室長 他3名

5. 要 旨

日本原子力研究開発機構より、令和2年11月6日の面談を踏まえた「ふげん及びもんじゅ発災時の緊急事態体制の見直しについて」（資料1）に基づき、主に以下の説明があった。

- ・ 敦賀本部に原子力施設事態即応センター（以下「即応センター」という）を設置する方向で緊急事態体制を見直すこと
- ・ 緊急事態体制の見直しに伴う体制や設備の今後の整備計画
- ・ 来年2月に計画しているもんじゅの事業者防災訓練については、敦賀本部を即応センターとした訓練の実施を希望すること

原子力規制庁より、上記の説明に対し、主に以下の事項を伝えた。

- ・ 敦賀本部を即応センターとする理由について、これまでの経緯等を含めて整理すること。
- ・ 原子力事業者防災訓練計画に定める緊急事態体制と異なる体制により、もんじゅの原子力事業者防災訓練を資料1の体制で実施することを希望するのであれば、その合理性を示すこと。
- ・ また、敦賀本部を即応センターとした訓練の目的、検証対象等を明確にするとともに、訓練に向けた要素訓練などの取り組みを原子力事業者防災訓練計画の説明前に示すこと。
- ・ 緊急事態体制の見直しに伴う原子力事業者防災業務計画の修正については、当該計画に記載すべき事項を精査した上で、関係自治体との協議等の必要な手続きをすること。

日本原子力研究開発機構から、緊急事態体制の見直しについては、本日の面談を踏まえ、引き続き対応する旨の回答があった。

6. その他

配布資料：資料1 ふげん及びもんじゅ発災時の緊急事態体制の見直しについて